



雫石町物産展等出展事業費補助金

町では、町内事業者の創意ある商品の販路拡大を図るため、県外の物産展等への出展に対し補助を行っております。



■対象事業

岩手県外で開催される物産展等へ出展する事業で、次に掲げる条件を全て満たすもの。

- ①特産品（ふるさと納税返礼品に採用されている農畜産品、食品、工芸品などの物産品）を含む商品の宣伝又は販売を行う出展であること。
- ②当該会計年度内に完了する事業であること。
- ③町の観光パンフレット及びふるさと納税パンフレットの配布、のぼり等の設置等、町からの依頼によるPRに協力すること。

■対象者

- ①町内に住所又は主たる事務所を有する事業者又は当該事業者で構成される団体
- ②町税の滞納がないこと。
- ③暴力団関係者でないこと。



■補助内容

対象経費の合計額の1/2以内（千円未満切り捨て）
※5万円限度、同一事業者は年度内2回まで

■対象経費

①出展料

小間料、会場使用料、会場共益費その他これらに類するものとして主催者に支払う経費（商品の売上げに応じて支払う部分を除く）

②運搬費

商品、商材その他の物品を輸送するための経費

③交通費及び宿泊料※いずれも2名分限度

販売員、説明員、その他出展に従事する者の交通費（合理的な交通手段及び経路による部分に限る）及び宿泊料

■提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②チラシや出展要綱など物産展等の内容がわかる資料
- ③納税対応状況申出書、④納税証明書



※物産展等の事業実施日の14日前までに提出ください。
※事業完了後30日以内に完了書類を提出ください。（詳細は町ホームページ）
※詳しくは下記担当までお問合せください。

《担当》

雫石町観光商工課 商工労政係
住所／〒020-0595
雫石町千刈田5番地1

TEL／019-692-6497
FAX／019-692-5208
Mail／shoukou@town.shizukuishi.iwate.jp